

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)…三

公告

- 都市計画の図書の縦覧(二件)……………五
- ……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………七
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…七
- 指定代理納付者の指定……………(下水道局)…八

雑報

- 東京都職員共済組合組合会の招集……………(東京都職員共済組合)…九
- ……………(東京都職員共済組合)…九
- 当せん金付証券の発売委託……………(全国自治宝くじ事務協議会)…九
- ……………(全国自治宝くじ事務協議会)…九

告示

●東京都告示第八百六十号

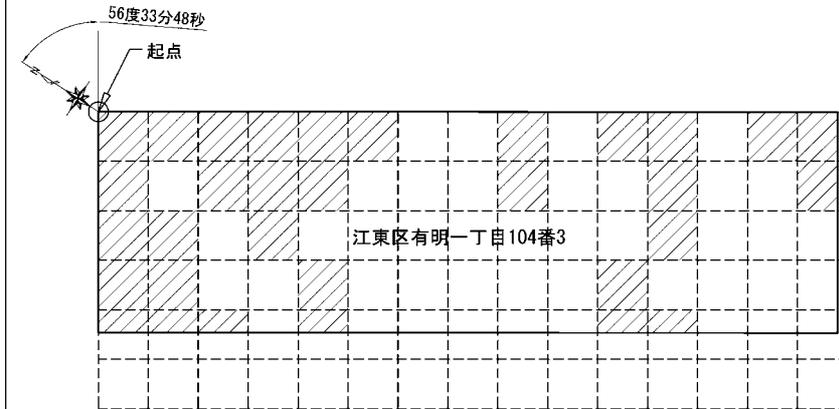
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月二十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区有明一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



【凡例】

--- 単位区画

□ 敷地境界

▨ 形質変更時要届出区域
(この告示により指定し、
規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【起点】

起点は、江東区有明一丁目104番3
の最北端とする。

【格子の回転角度 (56度33分48秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、令和三年東京都告示第二百八号によ
り指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項
において準用する同法第六条第二項の規定により、次のと
おり告示する。

令和三年六月二十一日

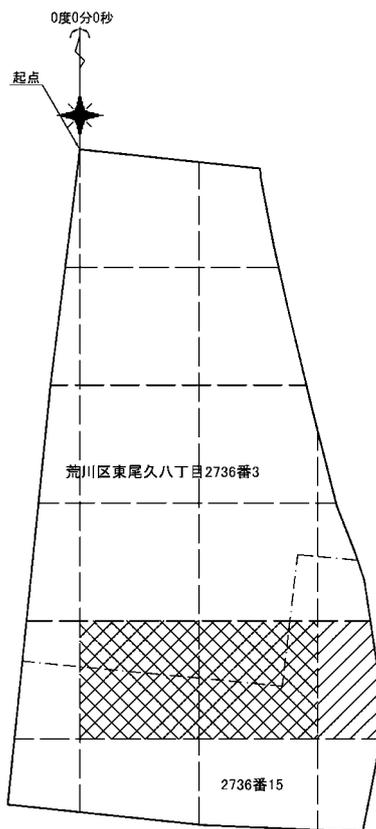
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(荒川区東尾久八
丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第208号により指定した区域)
- ▩▩▩▩ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、荒川区東尾久八丁目2736番3の最北端とする。

【格子の回転角度 (0度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百六十二号

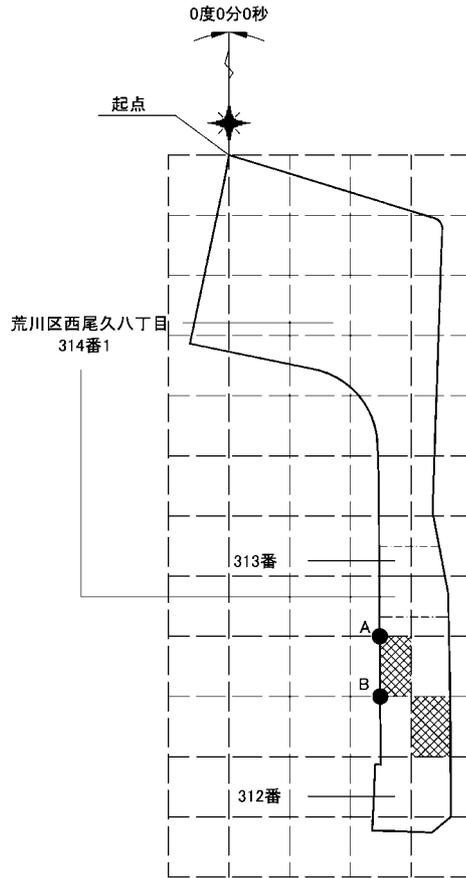
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百一十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (荒川区西尾久八丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】
 - - - - 単位区画
 - - - - 筆境界
 ———— 調査対象地
 ▨▨▨▨ 指定を解除する区域

【起点】
 起点は、荒川区西尾久八丁目314番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (0度0分0秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点A:	X:-27465.328	Y:-6855.606	
点B:	X:-27475.328	Y:-6855.644	(世界測地系)

●東京都告示第八百六十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第二百四十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

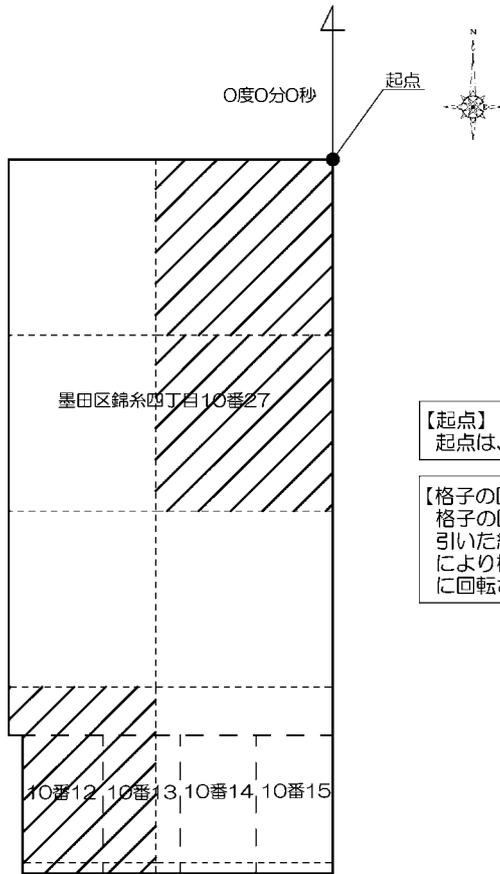
一 指定を解除する区域 別図のとおり(墨田区錦糸四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、墨田区錦糸四丁目10番27の最北端とする。

【格子の回転角度（0度0分0秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例	
——	敷地境界
——	筆境界
----	単位区画
▨	指定を解除する区域

公 告

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類
 都市計画の決定の告示

東京都市計画地
 区計画
 令和三年四月六日千代田区告示第三十六号

神田小川町三丁目西部南区地区計画

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 令和三年四月六日千代田区告示第三十八号

発事業

神田小川町三丁目西部南区第一種市街地再開発事業

東京都市計画地区計画
 令和三年三月五日渋谷区告示第四十七号

道玄坂二丁目地区地区計画

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 令和三年三月五日渋谷区告示第四十八号

発事業

道玄坂二丁目南地区第一種市街地再開発事業

東京都市計画地
 令和三年三月四日東京都北区告示第百三十三号

区計画 十号

岸町二丁目地区計画

東京都市計画地区計画 令和三年三月四日東京都北区告示第百三十一号

十条駅周辺東地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和三年三月十五日東京都板橋区告示第百十二号

大谷口上町周辺地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和三年三月四日足立区告示第百三十三号

神明二丁目周辺地区地区計画

小平都市計画駐車場 令和三年二月二十二日小平市告示第三十号

小平第一号小川駅西口地下自転車駐車場

縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年六月二十一日

東京都知事 小池 百合子

都市計画の変更の告示

東京都市計画高度利用地区 令和三年四月六日千代田区告示第三十七号

東京都市計画駐車場 令和三年四月九日新宿区告示第三百四十七号

第二十六号新宿駅西口駐車場

東京都市計画地区計画 令和三年四月九日新宿区告示第三百四十八号

新宿駅直近地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和三年四月十三日新宿区告示第三百五十四号

新宿駅東口地区地区計画

東京都市計画特別用途地区 令和三年三月四日品川区告示第八十六号

特別工業地区

東京都市計画高度地区 令和三年三月四日品川区告示第八十七号

東京都市計画高度地区及び準防火地域

東京都市計画駐車場整備地区 令和三年三月五日渋谷区告示第四十六号

東京都市計画高度利用地区 令和三年三月五日渋谷区告示第四十九号

東京都市計画公園 令和三年五月十一日杉並区告示第九十七号

杉並第二・二

・五十三号杉並第八小学校跡地公園

東京都市計画高度地区 令和三年三月四日東京都北区告示第百三十二号

東京都市計画防災街区整備地区計画 令和三年五月十日東京都北区告示第二百七十七号

志茂地区防災街区整備地区計画

東京都市計画地区計画 令和三年五月十日東京都北区告示第二百七十一号

浮間舟渡駅周辺地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和三年五月十日東京都北区告示第二百七十二号

田端駅周辺地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和三年五月十日東京都北区告示第二百七十三号

田端二丁目周辺地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和三年五月十日東京都北区告示第二百七十四号

補助八十三号線周辺南地区地区計画

東京都市計画地区計画 令和三年五月十日東京都北区告示第二百七十五号

補助八十三号線周辺北地区地区計画

東京都市計画地区計画

<p>東京都市計画地区計画 十条駅西口地区地区計画 東京都市計画防災街区整備地区計画 上十条三・四丁目地区防災街区整備地区計画 東京都市計画公園 第三・三・百二十七号町屋公園 東京都市計画沿道地区計画 板橋区国道二百五十四号線(川越街道)A地区沿道地区計画 東京都市計画地区計画 大山駅西地区地区計画 東京都市計画公園 第八・二・三</p>	<p>令和三年五月十日東京都北区告示第二七十六号 令和三年五月十日東京都北区告示第二七七号 令和二年十二月十四日荒川区告示第四百四号 令和三年四月十五日荒川区告示第五百十五号 令和三年三月十五日東京都板橋区告示第百一十一号</p>	<p>十八号上石神井二丁目農業公園 東京都市計画地区計画 足立東部地域神明地区地区計画 東京都市計画高度地区 東京都市計画防火地域及び準防火地域 東京都市計画道路 区画街路足立区画街路第十号線 東京都市計画駐車場 足立第一号谷中自転車駐車場 東京都市計画地区計画 南小岩南部・東松本付近地区地区計画 東京都市計画高度地区 武蔵野都市計画生産緑地地区 調布都市計画駐車場</p>	<p>令和三年三月四日足立区告示第四百四号 令和三年三月四日足立区告示第五百五号 令和三年三月四日足立区告示第六百六号 令和三年四月十九日足立区告示第二百六十七号 令和三年四月十九日足立区告示第二百七十七号 令和三年三月四日江戸川区告示第九十九号 令和三年三月三十一日武蔵野市告示第四十八号 令和三年三月四日調布市告示第七百七号</p>	<p>調布第二号調布駅南地下自転車駐車場 日野都市計画緑地 第十五号百草六地藏緑地 国分寺都市計画緑地 第四号姿見の池緑地 東村山都市計画緑地 第八号中里一丁目緑地 立川都市計画生産緑地地区 縦覧場所</p>	<p>令和二年十二月七日日野市告示第二百二十三号 令和三年二月二十六日国分寺市告示第一百二十二号 令和三年三月二十六日清瀬市告示第六十二号 令和三年三月三日武蔵村山市告示第二十四号 東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に</p>		
--	---	--	--	--	---	---	--	--

あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年六月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 DCMホームマック八王子みなみ野店
- 二 店舗所在地 八王子市みなみ野一丁目三番一号
- 三 設置者名 DCM株式会社
- 四 設置者住所 品川区南大井六丁目二十二番七号
- 五 変更前の設置者名 DCMホームマック株式会社
- 六 変更後の設置者名 DCM株式会社
- 七 変更前の設置者住所 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号
- 八 変更後の設置者住所 品川区南大井六丁目二十二番七号
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 DCM株式会社
- 十 変更前の小売業者の住所 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号
- 十一 変更後の小売業者の住所 品川区南大井六丁目二十二番七号
- 十二 変更日 令和三年三月一日
- 十三 届出日 令和三年五月二十一日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和三年六月二十一日から同年十月二十一日まで。ただし、東京都

十六 縦覧時間

の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 積水桜が丘ビル
- 二 店舗所在地 東大和市桜が丘二丁目百四十二番一号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 橋本 勝
- 六 変更後の設置者の代表者名 大山 一也
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか九名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 藤久株式会社
- 十 変更前の小売業者の代表者名 後藤 薫徳
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 堤 智章
- 十二 変更日 令和三年四月一日ほか
- 十三 届出日 令和三年五月二十一日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和三年六月二十一日から同年十

十六 縦覧時間

月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 イオンタウン田無芝久保
- 二 店舗所在地 西東京市芝久保町一丁目十二番五号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 橋本 勝
- 六 変更後の設置者の代表者名 大山 一也
- 七 変更日 令和三年四月一日
- 八 届出日 令和三年五月二十一日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和三年六月二十一日から同年十月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

指定代理納付者の指定について

次の者を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第

二百三十一条の二第六項の指定代理納付者に指定したので
公告する。

令和三年六月二十一日

東京都下水道局長 神山 守

株式会社リクルートペイメント

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

雑報

東京都職員共済組合の招集について

令和三年度第一回東京都職員共済組合組合会を次のとお
り招集する。

令和三年六月二十一日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

一日時 令和三年六月二十八日 午後三時

二 場所 新宿区西新宿二丁目二番一号 京王プラザホテ
ル南館四階 扇

三 議事 議案 令和二年度決算について

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
れた日までに申請してください。
令和三年六月二十一日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第八百九十九回全国自治宝くじ

三百三十億円 一億一千万枚

（三十億円を、単位（ユニット）として十、

単位（十一ユニット）。ただし、発売状況によ

り、原則発売総額の百二十五パーセントを上

限としてユニット単位で増額する場合がある。）

一枚三百円

令和三年九月二十二日から同年十月二十二日ま

で

発売額三十億円に対して十四億、千九百九十万

円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して一億八千七百七十八万

一千三百九十円

発売額三十億円に対して二億四千三百四十七万

八千円

令和三年七月五日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第九百回全国自治宝くじ

百五十億円 五千万枚

（三十億円を、単位（ユニット）として五単

位（五ユニット）。ただし、発売状況により、

原則発売総額の百二十五パーセントを上

限としてユニット単位で増額する場合がある。）

一枚三百円

令和三年九月二十二日から同年十月二十二日ま

で

発売額三十億円に対して十四億円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

六 委託対象事務の範囲

五 当せん金の額

四 証券金額

三 証券金額

二 発売総額及び枚数

一 名称

一 名称

二 発売総額及び枚数

三 証券金額

四 証券金額

五 当せん金の額

六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
面を除く全ての事務
発売額三十億円に対して一億八千六百三十五万
三千二百円
- 八 その他発売経費
発売額三十億円に対して二億四千七百七十四万
五千八百八十円
令和三年七月五日
- 九 受託申請期限
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。
- 十 その他

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

